

第１２回（２０１９年度）

特定非営利活動法人　ひとりとみんな　総会

２０１９年度第１回

特定非営利活動法人　ひとりとみんな　理事会

議案書及び付属資料

**期日　　理事会　　　２０１９年５月２５日（土）１０時３０分～１２時**

**総　会　　　２０１８年５月２５日（土）１３時～１４時版**

**会場　　ルノアール新宿区役所横店会議室**

**参考　　総会後、懇親会があります**

**※お知らせ：２０１９年６月１５日（土）１４時半から介護福祉士受験対策講座及び留学生の歓迎会を開催しますのでご参会くださいませ。**

**【開催場所：千代田区一番町特別養護老人ホーム多目的室】**



***理事会・総会資料***

***ご挨拶***

　２０１８年度の総会・理事会に際しまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

日ごろ、皆様には大変お世話になっております。皆様には多忙とはいえ、ご連絡が遅滞していますことをまずはお詫び申し上げます。

　さて、２０１８年度は、ベトナムロンアン省のDUCTRI日本語学校と連携をしつつ、また日本の施設の皆様にもご支援をいただきながら、外国人介護福祉士育成・支援のプログラムを展開してまいりました。詳細はのちに述べますが、１８年度支援者で１８年度７月以降年度末までの来日者が４名、１９年度支援者で１９年度４月来日者が６名、１８年度支援者では２名でした。よって現在、１７名が日本の会員施設が支援いただきながら学んでいる状況です。

　しかし、残念ながら、２０１９年度の４月の入国が不交付になった方々も７名おりました。この人たちは、７月入国を目指して２名を再申請いたしましたが不交付でした、その他は１０月入国をめざしておりますが、今回も大変厳しい状況で改めて入国基準が厳格化されたことを知ることになりました。特に経費支弁の問題が不交付ではほとんどでした。

　話を変えましょう。２０１８年度は、施設様向け研修会やBUDDYを創設し実際の支援にあたりました。今後ともこれらを踏まえて、本会の支援の在り方を徹底的に検証し、あたらしい、外国人介護福祉士の育成システムを「研究」しつつ、特定非営利活動法人ひとりとみんなの理念に立脚し、日本にとってもまた外国にとっても意義ある活動を行っていきたいと考えております。

　今後、入管の入国基準の厳格化を考えると、今までのような支援体制では対応できなくなっているのは明らかで、本会としてどのような対応が必要か、また留学に対しての国の考え方がますます「偏狭化」かつ「本質化」になるなかで、ベトナム側にも「留学」の意識を強く持ってもらうことが重要であり、国が暗にいう「留学の名を借りた就労」いわゆる「偽装留学」をまずは学生自さん自身が自らの目的意識を強く持つことができる体制づくりまたその学習態度の醸成を通して不払拭すること。また施設も介護を学ぶということを強く意識しなければならない状況ではないかと考えています。特定技能という単純労働を担う在留資格が作られた現在、社会状況を注視すれば、現在のあり方は大きく変革が求められるものであり、２０２１年度に向けてベトナムとの協議を含めて、この取り組みを進めるのか、収束するのかの検討もしなければならない状況かもしれません。

理事長：西口　守（東京家政学院大学）　　　　　　　　　　　　２０１９年５月２５日

議事について

【役員・会員名の紹介（敬称略）】

理事長：西口守

副理事長：陶山慎治　堀茂

理　事：三浦虎彦　鈴木五郎　足立聖子　武藤愛里　金美辰

監　事：照山直子　山崎清彦

相談役：八尾勝　三好明夫

協力支援弁護士：山本高興（弁護士・あさや法律事務所）

協力支援税理士：長谷川高之（税理士・長谷川高之税理士事務所）

会　員：今田總子　金光賢　須貝悦子　寺上典枝　西美穂　西口智子　朴春艶

前田卓弥　楊芳　李牧遥

プログラム参加施設会員：聖風会　悠々園　麦久保園　偕楽園　天寿園会　小川ホーム　栄光の杜　伸こう福祉会　至誠ホーム　小松原園　大洋園　くにたち苑　一番町特養

**議事に先立って**

❶定足数確認　　会員の２分の１以上（総会）

❷議長選出　　　理事会推薦

❸書記選出　　　理事会推薦



　１号議案２０１８年度の事業報告

　１　一人暮らし高齢者や夫婦のみ世帯が増大する日本での「介護力育成」のためのベトナムからの介護福祉士を目指す留学候補生支援事業

　　　（１）全体スケジュールの説明）



　　　❶課題

　　　　　入国管理（申請）業務に時間が取られ、その他の業務に時間がさけない状況

　　　　　ここを外に出すなどの検討が必要

　　　❷成果

　　　　　１施設のみなさまが現地に赴き学生と直接触れ合う取り組みを行うことができた。

　　　　　２BUDDY制度を動かすことができた。（プロジェクターでご説明）

　　　　　３研修会　勉強会　調整会議を開催できた

　　　　　４日本語学校との連携体制が作れた

　　　　　５　２０１９年４月に、養成校への入学が実現できた

　　　　　６　定款変更が実現できた

（目　的）

第３条　この法人は、我が国の高度専門職である介護福祉士を目指して出身国（本国）で日本語教育や介護の基礎教育を受けるもの(留学生)を支援し、また入国後日本語学校や介護福祉士養成校で学び、卒後、介護福祉士として質の高いサービスを提供する福祉施設等で働く海外人材（外国人介護福祉士）の育成・支援（人と施設、人と教育機関のつながりを構築する総合コーディネーション業務を含む）を行う。また、留学生や外国人介護福祉士の地域社会での安定的な生活環境や教育環境を整備するための取り組みを行う。これらの活動を地域資源連携・協働型（ぶどうの樹ネットワーク型）プロジェクトと呼び、これらの活動を通して国際貢献や異文化と共生するまちづくりにも寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）まちづくりの促進を図る活動

（３）国際協力の活動

（４）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）地域資源連携・協働型（ぶどうの樹ネットワーク型）外国人介護福祉士育成支援

事業

（２）介護福祉士海外教育支援派遣事業

（３）その他目的を達成するために必要な事業

　　　❸入国審査結果

　　　　１８年度７月～１９年３月末

　　　　２０１８年７月　２名　　　小川ホーム　栄光の杜

　　　　２０１９年１月　２名　　　至誠ホーム　伸こう福祉会

２０１９年度（２０１９年３月２７日　２３時　羽田着）多くの施設関係者が深夜にも関わらずお出迎えいただいた。感謝です。

　６名

　　至誠　２名　悠々園　１名　天寿園会１名　　くにたち苑　１名　一番町１名

１８年度分　２名

　　一番町　１名　麦久保園　１名

滞在中の学生　　　１７名（YMCA厚木で学ぶ学生１名を含む・・天寿園会支援）

　　　２０１９年７月　２名の申請不交付　今後の対応検討

　　　２０１９年１０月　６名申請予定　８月の結果待ち

◎２０１７年度の総括と次年度への展望及び改革

　　　　学びで育む在留資格介護取得の支援

　➡在留資格特定技能の創設また問題ある学校の留学生の対応などが留学に対する信頼性を失いつつあるなかで、国は留学の中に「偽装」があるとみており、就労目的での留学を排除し、それらは特定技能に移行させる方針。

　・・・留学を実体的に留学にする

　　　　❶本国の意識改革　学ぶという目的の明確化

　　　　❷施設の留学に値する更なる重層的支援

　・・・留学から特定技能への変革

　　　　現在の学生は、ほとんどが「就労」に関心があるので、これには特定技能への転換（本会がかかわるかどうかは検討）

　　　　ここは１９年度の方針のなかで議論をしたい。

Ⅱ号議案　２０１７年度の決算報告

　　（１）別紙参照

　　　　ポイント：❶債務超過にならなかった。❷人件費を相当縮減したために黒字になった面がおおきかった❸２０１９年度は、審査が相当厳しくなると予想しているので、収入面での大幅な落ち込みも危惧している。

　　（２）会計監査報告

　　　　　２０１９年５月１７日、山崎監事に業務監査と会計監査を実施していただいた。また長谷川税理士から決算内容について説明を受け、さらに証拠諸表を確認し不整がないことを承認。後日、照山監事にも依頼予定。

山崎監事からの指摘事項

　　　　　❶次年度以降もBUDDYを行うならば、予算上の措置を明確化してください。

　　　　　❷留学生に対しての支援を予算条件してください。

　　　　　❸施設からの負担のあり方を含め、システム全体総合的検討をお願いいたします

（参考）・・・２０１９年度のプログラム参加費等は１８年度を踏襲。ただし、現下の状況を踏まえて一部改定

　➊契約主体は１８年度踏襲　　DUCTRIと施設との契約なので、DUCTRIが本会に安易に依存することなく、自立的契約を行う

　➋ひとりとみんなは、➊が安定的運営できるための組織として位置づける。あくまでも助言とサポートを行う。これを踏まえて、DUCTRIおよびその他の団体とはひとりとみんなは契約をしない。ただし、留学希望者の状況は施設の委託により、チェックし、施設に報告

　❸よって、ひとりとみんなは、各施設との側面支援に関する委託書契約を行う

　❹各施設は、法務省が明示する「貸与奨学金基準」を厳守する。・・・別紙これができない施設は、このシステムには参加でいない。原則、貸与とする。ただし、施設の状況に応じて給付もありうる。・・・経費支弁体制の強化は強く求められていて、ここは一定の改革が必要。そうでえないと入国は困難。

　❺来日基準原則N3の厳守　ただし可能性あるN4は受け入れるなおN4に到達できないものは、対象外とする

　❼契約金：ひとりとみんなは（プログラム参加費）施設から３０万円　施設はDUCTRIへN３の場合◎◎万円を基準。

　❽ひとりとみんなへの施設からの委託費については、査証交付までの活動費用のための対価として１５万円を契約時に支払う。これは不交付であっても返還しない。

不交付の場合、残りの１５万円は支払う必要ない。会費は返還しない。（１施設５万円）

➡再申請は行わないことを原則としたが実際は行わざるを得なかった。再申請を行わない原則を維持したいが、再申請に関してはその負担が大きいので、ひとり３万円を徴収の検討

　❾ひとりとみんなが提案する貸与基準等のスキームは、この活動が入管基準に適合し、もって我が国で優位な介護人材として活躍するための基盤価値であるので、施設はこの基準にそって契約する。このスキームは参加施設が受け入れ、学生を育成する視点を共有する・・・留学するという意識での再検討が必要

　❿現地視察（旅費、宿泊費等は参加者負担）や日本での活動費は実費で支払う。

　⓫施設は、７年（正式就労後）以上勤務した場合、また、N１を取得したときは、学生に報奨金を別途支払い（７年勤務：２０万円。N1取得：１５万円）本会が立ち入るべき話ではないが、DUCTRIとの協議が必要

　⓬候補生の受験料（日本語学校と養成校）は個人負担　ただし、日本語学校や養成校に免除を求める

　⓭来日時最低１５万円を生活費として持参する。または施設からの貸付とする・・・返済する・・・ここも入管が厳しく見ているので、入国時３０万円の給付、及び留学中生活支援費として２００万円までの貸与を検討。・・・これがないとまず通らない。

　⓮現地で介護の教育、介護の言葉教育を充実

⓯これらは、施設また現地の学校の守るべき規程とし、守られないものは、参加できないこととする。

***◎地域資源連携協働型支援・ぶどうの樹型ネットワークシステムの創造***

 

**（地域で育てる外国人介護福祉士養成モデル）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務内容の契約

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　DUTRI　　　　　　　　　　施設　　学費提供

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学生　　➊労働契約➋貸付契約

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本語学校、養成校 連携

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　情報交換・提供　　　　　契約サポート

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ひとりとみんな

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大学や地域の資源

**現地の学校・機関、日本の施設、日本語学校、養成校そしてＮＰＯ法人ひとりとみんながすべきこと**

【現地の学校・機関がすること】

❶募集業務

❷入学希望者への試験や面接の実施

❸入管の審査で不交付にならない希望者の入学　自費入学、貸付金入学を選別する

　　自費の場合：一定期間の就労を拘束しない

❹1年程度でＮ３またはＮ３の９割に日本語能力をあげる

❺プレスメントテストの実施　日本側への報告

❻定期的な面接、学習指導、介護の言葉の教育

❼入管書類と学校への願書の取りまとめ（翻訳ミスをしないこと））

❽航空券取りまとめ　日本での居住場所確保　またはその委託

❾出国準備

❿出国

⓫入国引率　資格外活動の申請

【施設がすること】

　❶支援決定　経費支弁書等作成　日本語学校や世養成校について本会との協議（一定水準を保つために学校等を推薦や指定）

　❷就労　資格外活動の条件提示　入国後いつから就労可能かについても明示　双方の確認　署名

　❸貸し付けに関しての合意書作成・・・入管基準に沿って対応

　❹アパートの手配　アパート代金の貸し付け

　❺留学候補生とのコミュニケーション

　❻空港送迎

　❼住民票、国保、銀行開設、ＷＩＦＩの対応など

　❽日本語学校や養成校までのアクセス確認

　❾学習の重層的な支援・・ここが問われている。その出口としての就労支援

　❿交流会等への参加　学生の介護福祉士国試対策勉強会への参加の保証（勤務調整を行う）・・・ここが守れない場合は参加を見送る

　⓫BUDDへの参加の配慮

【学校等がすること】

　❶適正な方法での授業提供と指導及び学習支援

　❷その施設とＮＰＯへの報告

❸調整会議や協議会への参加

【ひとりとみんながすること】

　❶契約に関する支援　　　弁護士が関与し標準的契約書準備

　❷施設と学校間調整　施設と本国との調整・・基本は各個施設が対応

　❸本国の日本語力また介護のことばの教育支援

　❹介護福祉士国家試験にむけた教育ロードマップ提供　実施　１９年度から始動する

　❺施設、学校などとの協議会の運営　　3か月に一回程度

Ⅲ号議案

　　２０１８年度事業計画

1. 海外介護人材事業スキームの見直し・・研究会活動

地域資源連携・協働型（ぶどうの樹ネットワーク型）海外介護福祉士育成支援事業

❶研究会プロジェクト

❷市民参画型日本語教育プロジェクト

1. 介護福祉士海外教育支援派遣事業

❶本会に参加する施設から審査を経て、１名が本会負担で海外の学校で介護福祉教育を行う（４５分×６時間）

1. 参加施設の大学での報告事業
2. ホームページ展開事業

❶ホームページ上での情報交換

❷情報発信

➡（３）（４）は定款に記載しない

２０１９年度事業計画

1. 海外介護人材事業スキームの見直し

地域資源連携・協働型（ぶどうの樹ネットワーク型）海外介護福祉士育成支援事業

❶研究会プロジェクト　留学生の多様な学びの構築支援・・介護福祉士受験対策講座の始動。講師：清水徳子さん（東京家政学院大卒業生　MSW　社福　精神　介護の各国家資格保持　大学での受験対策でも活躍　学習塾での多年の経験あり）

❷市民参画型日本語教育プロジェクト　BUDDYの着実な実施

1. 介護福祉士海外派遣事業

❶本会に参加する施設から審査を経て、１名が本会負担で海外の学校で介護福祉教育展開プロジェクトの検討　介護の言葉授業の推進

1. ホームページ展開事業

❶ホームページ上での情報交換

❷情報発信

★スキームの抜本的見直し　　２０２１年度に向けて１年度で結論を出す。委員会を創設（５回程度の会議を予定）

　　　　　　　❶留学については少数精鋭　N３入国一年後N２。３年後には介護福祉取得　また看護経験者のみを対象、これらのものの施設での支援を充実。学ぶ意識が高い者以外排除

　　　　　　　❷本人の負担（貸与から給付へ）の軽減

➡今後はヨーロッパでの人材確保が急速に強まる中、日本での優秀な人材の育成。具体的には日本の学校教育や社会教育の中で介護を学びそして介護を活かす人生創造を応援

Ⅳ号議案

　報酬規程

**特定非営利活動法人ひとりとみんな　報酬等規程（案）**

　２０１８年４月制定

２０１９年５月一部改定

（役員報酬）ここでいう役員は理事・監事・相談役をさす

　❶理事長：１日従事した場合、１万円を支給する。半日の場合は５千円とする

　❷その他の役員：５千円を支給する。半日の場合は３千円とする

　❸役員が本会の特別な業務を理事長により命じられた場合には、相当な対価を支給する

（理事会への出席）

　❶役員が理事会へ出席した場合は、７０００円を支給する。

（監事監査）

　❶監事の監査は１００００円を支給する

（役員交通費）

　実費支給とする。なお出張の場合には、十分な精査を行う。

　（役員宿泊費）

　　実費支給とし、一泊２万円を限度とする。なお出張の場合には、十分な精査を行う。

　（出張の場合は、交通費、旅費を包括価格で提示される資料の中で最も安価なものを使う。）

　（出張などの役員日当）

　　一日５千円を支給する

　　（コーディネーターの報酬）

　時給１５００円とする

　　（コーディネーター交通費）

　実費支給とする。

　（コーディネーターの宿泊費）

　　実費支給とし、一泊１万円を限度とする

　（出張などの日当）

　　一日３千円を支給する（

本規定は、２０１８年４月１日遡って適用する

Ⅴ号議案

　　２０１９年度予算



その他の資料

❶２０２０年度留学生対応方針（検討案）

１　留学目的の明確化

　　働きたいために「留学」しているという疑念を払拭するために、留学希望者との面談を重視し、また別添の試験などを行い、明確な留学動機を確認する。

　　また、介護や看護を職業としていたものを中心に選抜する。よく学生がいう「祖父祖母と暮らしていたから介護をしてみたい」は特段の事情がない限りNG

　これらの明確な動機と目的を「招聘理由書」にしっかりと述べる。

　法人も「留学する」「留学させる」という意識を強く持つ。だから、いわゆる施設でのアルバイトは生活費確保の一端としての位置づけを弱くし、より優秀な介護人材になるための現場でのトレーニング（インターンシップ）として明確に位置づけ、教育・指導担当職員を明示する。また育成マニュアルも策定する。インターシップ中の学習時間の確保もする

２　経費支弁体制のさらなる強化

　経費支弁は相当強く言われていて、ここがクリアできないと査証交付は難しい状況。改善には「奨学金の給付化」「いわゆるアルバイト料を生活できる単価に引き上げる（時給１５００円）「住宅保証（無償化）」「通学定期代の負担」「教科書代金の負担」「生活支援費の創設」「入国時給付金」などが考えられるが、これらをすべて実施というのは現実的ではない。

３　DUCTRIの教育支援体制の抜本的な見直し

　現在の体制では優秀な留学生を育成できない。このような状況を踏まえて経営面の改善と共に教育システムの刷新を検討する、教育・経営刷新会議を創設する。

❷２020年度の課題（案）

１　ベトナムDUCTRI日本語学院

1. 入学者の質の向上（２０１９年度実施）
	1. 入学試験の実施　英語（１０点）、数学（１０点）、社会（２０点）　　どれも日本の中学程度　　合計　４０点
	2. 論述試験の実施　　日本の新聞記事を翻訳して、ベトナム語で回答する

　２０点

* 1. 経産省の「社会人基礎力」シートを活用

　２０点

* 1. 面接　高校の成績で「優」以上を原則

　２０点

以上を総合評価

1. 授業改善（２０２０年度実施）
	1. 工程表を作成し、２０２２年の入国予定者が「N３」取得を目指す➡日本語学校との連携の模索
	2. 日本人講師について積極的に検討し、２０２０年までに採用できるようにする
2. 経営環境の改善（２０２２年度以降実施）
	1. 収支の均衡を目指す
	2. 現在の収入規模での支出を考える
	3. 収入を増やす努力を行う

❶入学者の拡大

　〇介護福祉コース（現状）

　〇一般留学コース

❷施設負担金の考え方の見直し

　　　　　　　　〇DUCTRIのプログラムを支え、優秀な学生を育てるための物心両面の連携強化

　　　　　（４）日本側と共同での仮称経営革新会議を創設

　　２　支援施設に対して

1. DUCTRIとの連携強化　経営支援　パートナーシップの確立
2. 生活費貸与型奨学金の創設・・・経費支弁の明確化
3. 本会実施の留学生向けプログラムなどへの積極的参画　会場貸し出しも含め
4. 複数採用の検討

３　日本語学校と養成校に対して

1. DUCTRIの教育の質的向上のための支援
2. 学びと成長の共有

　　　　　４　本会の取り組み

1. 受験対策講座の充実・・・勤務調整をし（その日を休みにし、その他の日を出勤日とするなどの施設側のご配慮をお願いいたします）
2. BUDDYを制度化する
3. 緊急支援の対応（物心両面での一定程度支援）ドロップアウトさせない。情報を共有し、集約する。
4. 学生自身の主体的活動の支援　例えば地域でのボランティア活動など
5. 活動の発信　ベトナムでの発信の協力
6. 財政的安定
7. まなびの総合化の模索

ベルリンの語学学校「カール・デュイスベルク」。「自分の専門領域について議論できる」レベルの資格を目指すクラスで、４人のフィリピン人がドイツ語を学んでいた。

　４人はフィリピンで看護師の資格を持つ。ドイツで専門職「高齢者介護士」として働こうと、二国間協定「トリプル・ウィン」でドイツへ来た。午前は語学を学び、午後は介護施設や病院で研修を受けている。

　昨年１２月にドイツに来たグレン・バリトルさん（２８）は当初、経済連携協定（ＥＰＡ）の枠組みで日本に行くことを考えていた。だが募集の期間が合わず、ドイツの募集に応募したところ採用されたという。介護現場でドイツ語が分からないこともあるが、「働きながら覚えられるし、学校にも通わせてもらっている」。勉強の費用は雇用主負担だという。

　「ドイツでの生活は気に入っているし、収入もよくてフィリピンの家族にお金を送れる。他の国でさらに大きなチャンスがない限り、ここに一生いたい」

　ベルリンの高齢者・障害者向け集合住宅では、ボスニアとセルビア出身の３人が、入居者の体温を測ったり、呼吸機器のチェックをしたりしていた。

　３人は昨年５月にトリプル・ウィンでドイツへ。ボスニアとセルビアでは、看護師の資格を持っていたが職が見つからず、募集に応じたという。セルビアから来たボジダール・ボザノビッチさん（２５）は、「母国で看護関係の仕事をしても給料はドイツの６分の１程度。金銭的な魅力が大きかった」と話す。

　ボスニアから来たヨバン・パンテリッチさん（２３）は「ドイツ語は難しいけど、頑張って勉強するだけ」。３人はヘルパーとして施設で働きながら、高齢者介護士を目指す。ボスニアから来たネヴェヌ・ミルコビッチさん（２４）は「介護の仕事で人を助けたい。頑張って資格を取り、ドイツで働き続けたい」と意気込む。

　３人が働く「Ａ＆Ｓ隣人ケア」の担当者は、「彼らは優秀で勤勉。会社に何人外国人がいるかなんて数えたこともなく、国籍は重要ではない。大事なのはしっかり働いてくれるかどうかだ」と話す。

　■日本の施設、国際競争力に不安

　日本では、４月から新しい在留資格「特定技能」での受け入れも始まった。受け入れルートは広がるが、関係者は外国人に日本を選んでもらえるか、不安を抱く。

　千葉市の特別養護老人ホームでは、２０１５年からＥＰＡの枠組みでベトナム人を受け入れている。国内では人が集まらなかった。日本人を採用するよりコストはかかるが、仕方なかった。状況は厳しさを増している。施設長は「給料やサポート態勢次第で、他国も選ぶようになっている」と話す。

　この施設で働くベトナム人女性（２４）は、来日前、ＳＮＳで海外で働く友人から情報を収集。給料などの待遇を調べ、ここを選んだ。「日本は安心できる国で文化も豊か。日本語学習の時間もとれて給料がよく、住居手当もあったので選んだ」。介護福祉士の資格をとり、日本で働き続けたいという。

　千葉県南房総市の中原病院の介護療養病床で高齢者の食事を手伝っていたのは中国人の技能実習生。人手不足のため、昨年１０月から８人を初めて受け入れた。中原和徳理事長は「働きぶりにとても満足している」と話す。

　８人は入国時にＮ３（日常会話や新聞の見出しが理解できるレベル）の日本語資格を持っていた。国が定める入国時の基準はＮ４（ややゆっくりの会話であれば、ほぼ理解できるレベル）だ。

　受け入れを仲介した監理団体は、８人のように基準を上回る語学能力を持つ人材を今後も紹介できるかわからないという。「世界は人材争奪戦。送り出し国も発展し、日本の給料のメリットも少なくなり、優秀な人材を獲得するのが難しくなる」と担当者は語る。（山本恭介）

　■トリプル・ウィンとドイツの介護人材不足

　トリプル・ウィンはドイツが２０１３年から、欧州連合（ＥＵ）域外の国と結ぶ二国間協定。母国で看護師や介護士の資格がある人が、ドイツで専門職の「高齢者介護士」を目指す仕組みで、教育費用などは主に雇い主が負担する。相手国はフィリピンやセルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナなど。看護関係の就職先が不足する国が対象で、これまでに２千人以上を受け入れ、今年は約８００人を予定している。

　ドイツは介護の人材不足を移動と就労が自由なＥＵ域内の外国人で補ってきたが、ＥＵの国々でも高齢化が進み人材確保が難しくなってきた。このため、施設に一定数の配置が義務づけられ、特に不足が深刻な高齢者介護士について、ＥＵ域外の欧州やアジアから専門職の候補者を集め始めている。

そこでドイツは２０１０年ごろから、高齢者介護士の候補者に限り、ＥＵ域外から外国人を受け入れ始めた。ベトナムとの協定や、フィリピンやセルビアなどとの協定（トリプル・ウィン）を結び、看護師や介護士の資格を持つ外国人を募る。シュテファンさんは「介護職の給与は全産業平均より３割ほど低く、まずは待遇の改善が必要。国内でもなり手がいない仕事を外国人にやらせるのはおかしい」と話す。

　ドイツの介護事情に詳しい淑徳大学の結城康博教授（社会福祉学）は、「アジア諸国の外国人がドイツより日本を選ぶメリットは距離の近さ程度だ」とする。ドイツと日本の介護職の給料に大きな差はないが、「ドイツは３週間ほどのバカンスを使って母国に一時帰国できるし、残業もほとんどない。介護現場に外国人を受け入れてきた歴史も長く、雇う側にも抵抗がないので働きやすい」とみる。

　介護資格の試験でも、ドイツは母国の資格や経験が考慮される点が魅力になっているとして、「日本も、母国での資格などに応じて試験の一部免除などを検討していい」と指摘する。さらに、日本語教育や魅力的な職場作りも大事だと強調。「そうしたことをおざなりにして、外国人を介護現場の人材不足を一時的に補う労働力とだけ見ていては、日本は選ばれなくなるだろう」と語る

❸本国からの提案　２０２１年度以降

スライドで紹介説明

Ⅶ号議案

　　その他

議事録署名人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事